

平成19年第9回新宿区情報公開・個人情報保護審議会

平成20年2月6日（水）午前10時
新宿区役所本庁舎6階 第2委員会室
司会：寄本会長

I 開会

II 議事

- 1 資料38 新宿区立住宅からの暴力団排除に関する合意書について
- 2 資料51 図書館情報システムにおけるICタグの導入について
- 3 資料34 親と子の平和派遣参加申込みに係る電子申請サービスの導入について
- 4 資料35 講師派遣業務における申請手続きに係る電子申請サービスの導入について
- 5 資料36 悪質商法被害防止等出前講座における電子申請サービスの導入について
- 6 資料37 誕生記念樹配付業務における申込手続きに係る電子申請サービスの導入について
- 7 資料47 新分別モデル地域区民アンケート調査について
- 8 資料48 家庭ごみ排出実態調査・家庭ごみ排出状況アンケート調査について
- 9 資料49 家庭ごみ排出実態調査・集積所計量調査について
- 10 資料17（第6回） 広報紙個別ポスティング業務委託について

III その他

IV 閉会

○寄本会長　それでは、たまだいまより、平成19年度第9回情報公開・個別情報保護審議会を開催します。

まず、資料及び本日の予定につきまして、事務局の方からご説明いただきます。どうぞ。

○区政情報課長　事務局の区政情報課長です。

まず、本日の資料の説明をさせていただきます。本日、机上配付いたしました資料は、本日の次第でございます。そのほかの資料につきましては、平成19年度第8回情報公開・個人情報保護審議会資料として既にお配りした資料と、前回の審議会で机上配付いたしました資料51の「図書館情報システムにおけるICタグの導入について」と、資料38の追加資料、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の抜粋等でございます。資料34の本日の進め方でございますけれども、資料34の「親と子の平和派遣参加申込みに係る電子申請サービスの導入について」から資料37の「誕生記念樹配付業務における申込み手続きに係る電子申請サービスの導入について」までは、電子申請サービスの導入という点において共通してございますので、資料34で電子申請サービスの仕組みを含めてご説明し、資料35から資料37までについては、それぞれ事業の概要と申請項目を説明させていただきます。

以上、本日、本年度最後の委員会になると思いますので、ご審議のほどよろしく願います。

○寄本会長　ありがとうございました。それでは、次第に沿って審議を進めてまいります。前回の審議会で継続審議となりました資料38の新宿区立住宅からの暴力団排除に関する合意書につきましてご説明をいただきます。それでは、説明者の方、よろしく願います。

○住宅課長　それでは、住宅課でございます。昨日、お配りいたしました資料につきましてお手元に配付させていただきましたが、その資料につきましてご説明、まず申し上げます。暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の抜粋でございます。この2条の第2項に暴力団ということで、「その団体の構成員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう」ということで、6号に暴力団員というのを「暴力団の構成員をいう」と規定させております。そして、第3条におきましては、「都道府県公安委員会は、暴力団が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該暴力団を、その暴力団員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれが大きい暴力団として指定するものとする」というふうになっておりまして、一番最後のページに暴力団の指定ということで、各公安委員会が指定をした21の指定暴力団の名称と構成員数等が書いてございますのを、資料でつけさせていただきます。

それでは、続きまして、資料の説明で1枚おめくりいただきまして、新宿区立住宅管理条例新旧対照表でございます。これは、一応まだ正式に詰めた内容ではございませんが、一応住宅課で検討をして、今、文書法制に提出をしている案でございますので、決定されたものではございませんということでちょっとご確認をさせていただきます。資料の説明は以上でございます。

○寄本会長　ありがとうございました。それでは、どうぞご質問、ご意見よろしく願います。久保委員、どうぞ。

○久保委員　ご説明をいただいたんですけども、2条の6号が暴力団の構成員と書いて

あるんですけど、それでそれをどういうものかをするには、長い長い指定と書いてある3条をじっくり読まなくてはわからないんですけど、4条までの間は結構長いんです。それは、それでいいんですけど。

一言でいうと、だからある人が暴力団員であるというふうに認定する根拠は何なんですか。個人名が書かれた名簿が指定暴力団員からどこかに提出をされているんですか。それともさっきの説明だと、指定暴力団21の構成員の人数という説明なのだけど、個人名まで報告されているのかどうか。もし、そうでなかったら、一体何を根拠にこの人は暴力団員だと認定するのがわからないんです。

○住宅課長 必ず暴力団として指定をしますと、構成員名簿というのを公安委員会の方に提出をしなければいけないことになっておりまして、今回、警視庁にこの人が暴力団員かどうかということは、あくまでも構成員名簿とヒットするかどうかということでご回答いただきます。ですから、例えば準構成員とかそういった方は、警視庁では全然把握をしておりませんので、構成員名簿にもう掲載されている人というふうにもう限定をされた中での照会ということになります。

○久保委員 簡単にいえば、正々堂々と俺は暴力団だという人たちは指すんだよね。ということで、一応は根拠なしではなくて、特定できる人を指しているというふうに理解すればいいですか。

○住宅課長 そのとおりでございます。

○久保委員 それで、この問題はどうかというのは、一応僕は今のところとめておきます。ほかの委員さんが、お二人発言されているから、それをとってはいけないので、一応僕はその問題はとめておきます。

○寄本会長 ひやま委員、もしよろしかったら、どうぞ。

○ひやま委員 今のご説明で暴力団員を照会するという人はよくわかりました。ただ、今のご説明の中で準構成員とかその辺まではわからないという、その暴力団との関係。構成員、準構成員というのは、私たち一般人にはよくわからなくて、準構成員も暴力団員ではないかと思うところもありますし、その辺までの資料はないということなので、照合できないということで。あともうちょっと突っ込む話になりますと、個人情報というところからまた別の話になってしまいますので、一応そういう形で私も暴力団のここで指定している暴力団という要件は理解しました。

○寄本会長 ありがとうございます。ほかにいかがですか。どうぞ、あざみ委員。

○あざみ委員 合意書の中に1で暴力団員であると疑われる場合においてということでは、ガイドラインの中に4の(2)のところにありますよね。アとかオとか、そういうところはもう明らかとか、オの恫喝しているなんていうのは、これはある意味犯罪行為にも近いものですから、そういうものは照合されるべき内容かなとは思いますが、その間の例えば事件があつて警察関係者による聞き込みがあつたとか、刺青があるとかこういう人というのは、それだけで暴力団員と疑わしいというふうに言ってしまうのかというふうに思うのですね。刺青なんていうのは、若い人なんかはペーパーでも今タトゥーのようなものを作ることができますし、警察関係者による聞き込みというのは、別に容疑者でなくても聞き込みというのはあつたりするわけですよ、場合によっては。

だから、ここでここまでこういうふうに書いてしまうと、これに当てはまればすべて照会しなければいけないと、照会しなければいけないというふうになると、私は逆に暴力団員でない多くの方々が、そういう区と警察の間の情報を取り交わされる対象になってしまうというのは、これは範囲が広いのではないかなと思うのですけども、この辺はどうしてこのように決めたのでしょうか。

○住宅課長　暴力団員であると認められる場合というのは、非常に難しいということですから。それで、ある程度アからオまでの四つを具体的に掲げないと、逆にその他類似するような状況にあるものとか、そういうのをつけ加えてしまうよりも、このようにきちんと場合をしっかりと指定した方が、他の入居者に対しての影響は少ないというような判断でこちらのガイドラインには具体的に掲げたものです。確かに刺青というのは、今若い人などもファッションでやっていますが、ここである刺青というのは、本当によく暴力団の映画なんかでありますような、ちょっと普通の日常生活ではお目にかかれなような刺青というような解釈をしております。

それから、事件があって警察関係者による聞き込みがあったというようなことですが、実際に新宿区などに警察関係からの事件に関する照会がございます。本当にそれが無実であったりとか、ただ疑われているだけとかというケースも多々ございますが、一つの判断材料としてその方が暴力団員でなければ、たとえ照会をしたとしても指定暴力団員でないということがわかれば、私たちも管理する側としては安心できるということで、何か基準がなければということの中で多少の絞り込みをした結果は、この5点ということがございます。

○あざみ委員　一定の基準を定めなくてはいけないというのは意味はわかるのです。その他であいまいにされるのは、それはそれで困ることですからとは思っているのですけど、今その課長も答弁の中でおっしゃいましたけれども、問い合わせで暴力団員でなければ、それはそれで逆に安心なんだと。区側は安心をすることは思うのですけども、問い合わせをされた人は、要するに、本人の知らないところで情報がやり取りされるという、そこが問われているわけなんですけど、この審議会の中では。だから、問い合わせをしてそうではなかったということが、問い合わせをされるということ、そうではなかったということを区に把握されるということ自体もその方は知らないで、自分の知らないところでされるということについて、本当にそれがいいのかということだと思っておりますよ、個人情報取り扱いという点では。暴力団員ではなかった、その構成員名簿ですか。そこに載っていなかったとしても、限りなく近い、先ほど準構成員という話もありましたけども、準構成員なのではないかという疑いがあったりとか、暴力団員に近いような方だということが逆に警察に把握をされる、その方にとってですよ。ということにもなりかねない問題になるのではないかなというふうにも思っているのですね。その辺はどのように解釈をされるのですか。

○住宅課長　今回、既に入居されている方に対して、暴力団員であると疑われる場合に照会する、その大前提といたしましては、暴力行為があったとか、破壊行為があったとか、ちょっと近隣の方への安全性から問題があり、放置しておく大きな事件になるかもしれない、そしてまたそういった場合に、ほかのいろいろな材料を加味した上で、そのほかの材料というのは暴力団員であることも一つの判断材料になると思いますが、そういった場合に、区長がその方の使用許可を取り消すというような条例のつくりになりますので、こ

ういったことはどなたに対しても警察関係者による聞き込みがあったというとか、刺青があるというだけで、すぐさま照会をするということではございませんので、例えば破壊行為があった場合に、こういう本当に限られた五つぐらいの事由があったときに、初めてこちらの使用許可取り消しの判断材料の一つとして照会をしますよという、そういうものでございます。

○あざみ委員　今、ご答弁で、口頭ではそういうふうな限られたところだということがありますけど、ガイドラインにはこういうふうに書いてありますよね。このガイドラインというのは、どこまで公表されるものなのですか。

○住宅課長　ガイドラインは、これは原則的には、新宿区と警察署の間で取り交わしますので、公表をするというようなことは考えておりません。

○あざみ委員　いずれにしても、今の口頭で言われたようなところで、限られたところでしか照会しないのだということを、この審議会としてもチェックをしていく必要もあるのかなというふうに思うのですね。警察と学校の、きのう、報告があったああいうような中身については、そういった事例があれば審議会で報告をするということになっていますよね。だから、ちょっとこの件についても、そういった運用をこの審議会としてチェックをするということが求められるのかなというふうに思うのですね。その照会をしたということで、暴力団員であったか、なかったかは別にして、照会をしたと。あっちからも何か情報があったということについての報告をいただきたいというふうに思いますけど、いかがでしょうか、会長。

○寄本会長　どうぞ。

○住宅課長　その件につきましては、この審議会にご報告をさせていただきます。

○あざみ委員　では、ぜひそれはお願いをしたいと思います。それで、条例が変われば公表というか、区民にももちろん利用者の使用者の人たちに対しても広報という形になるとは思いますけども、その広報の仕方というのをどういうふうにするかというのもあると思うのですよ。だから、ガイドラインがどこまで公表されるのかと聞いたのは、それとの関連もあるのですけれども、自分たちがそういうふうに疑われるというのでしょうかね。もちろん、そういう危険な方が建物と一緒に住んでいて、そういう方たちが排除されるという安心につながるということは、それはあるとは思いますが、逆にこういったことがあると、自分たちも何かそういう目で見られるのではないかというふうな不安を覚えるようなことになってみずいすし、その辺はどのようにされるのですか。

○住宅課長　また、お答えが重複してしましますが、要するに、何も事件を起したりとかそういったことがなければ、こういう既入居者に関しましては、照会をするとかそういうことは一切ないわけですので、そういった意味でもこの暴力団排除に関する規定をつけ加えたということをお知らせする意味では、その辺が入居者にむやみな不安を与えることのないようなそういった広報の仕方を考えていきたいと思っております。

○山口副会長　この情報をどういう方法でとるかということが重要だと思うのですよね。住民の方からこの住宅課に来るルートだろうかなと、勝手に想像しているのですが、今。住宅課の方が、毎日、区立住宅を見て回っているわけではないと思いますので、恐らく、住民の方からの情報提供でこういうことがわかると。ということは、住民から隣の人がおかしいよとか、上の人がこんなことをやっているよとか、調べてくださいと。こういう形

の情報から始まるのだらうと思うのですよ。そうすると、素直な例を考えればそれでいいのですが、住民同士のいろいろな対立があったりして、あの人調べてくださいとか、こういうことで区にその発端が起こってくる可能性がある、余計なものを。

それで、このガイドラインを見ていますと、区立住宅の自治会等への情報提供はしないというふうに書いてありますが、事実上は住民か自治会と連絡しないと、この問題は情報収集の段階からは難しいのではないかと。それをどういうふうに断ち切られるのか。例えば住民の方が、AさんがBさんのことを、Bさんがおかしいと、暴力団じゃないかと思うので調べてください、こう来たとしますよね。そうすると、区としては調べた結果をAさんには通知するのかもしれないのかとか、Aさんが言ってきたのですから、それで問題だと言ってきたのに、Aさんに全く、いや、あなたの言ってきたことは知りませんと、こっちで調べましたけど答えられませんとか、知りませんとか、何の回答もしないまま、その苦情を無視する形で処理するのか。その人がかりに暴力団名簿に載っていないとしますよね。構成員ではないけど、このような疑われる状況がある。Aさんにしてみれば、疑われる状況があるのに、区としては知りません、答えられませんなんて言って、何にもしないわけですよね、構成員の証明がとれないから。だから、そういうこの住民とか自治会への区と警察とが情報交換した内容の結果を、住民とか自治会に情報提供しないということで、このことは実際にできるのか。いや、こう書いてあるけど事実上は出してしまっただけで、事実上は出るようなことが起こるのではないかという危惧があるのですけど。

○住宅課長　　今、おっしゃられたように、発端は、例えば隣の人が何かすごい暴力的に例えば日本刀を持っているとか、それとか日常的に非常に恫喝をされるとか、何か怪しい人が出入りしているというような情報とか、それ以外でも日常的に共同生活をしていらっしゃるんです、隣の人の物音がうるさいとか、例えば二人暮らしとしているのに、10人で暮らしているよとかという、そういう情報というのは住宅の管理をしております住宅課の方には、日常的に寄せられているというのは事実でございます。ただし、それにつきまして、共同生活であるし、住宅を使用する上で問題があるかどうかというのは、やはり住宅課としては、調査をするということも日常業務の中の一つでございます。

それで、例えばその方が、非常に暴力団らしき近隣住民を恫喝しているというような、このガイドラインに載っているようなことがありましたら、確かに私どもが警視庁の方に照会をいたしますけれども、それに対して隣近所に裏づけをとるような聞き込みを行ったとか、そしてその結果を、暴力団であるかどうかというのはご家族なんかもいる場合がありますと、個人情報の中でも非常に大変重大な個人情報でございますので、その結果につきまして通報者とか自治会長さんなどに伝えるということは絶対にいたしません。

○山口副会長　　質問は、与えないのはいいのですが、目的に達するのですかということなわけですよ。住民の方は、不安だから言ってきたわけですよ。それなのに、区は構成員名簿にないから、構成員名簿にないということも伝えられないわけでしょう。何にもできないわけですよ。そうすると、いや、申し出はありましたけど、区としては何もできませんというのか、どう言うのか知りませんが、答えになっていないではないですか、住民の不満に対して。だから、結局は事実上言うことになるのではないですかと。どこか何か制度をこれ考えないと、もうちょっと何かチェックを入れないと、このままですんなりに書いてあるように、区立住宅の自治会等への情報提供はしたりしないというだけのこ

れだけ書いてあるからいいのですよと言われても、ちょっと本当にそうですかと言いたくなるのだということを申し上げておきます。

○寄本会長　　どうぞ、深沢委員。ちょっとお待ちくださいね。

○深沢委員　　この暴力団関係というのは非常に難しいと思うのですよね。ガイドライン1の暴力団の組の看板や紋章等が玄関にあるとか、アイウエまで、これ何か指定暴力団に関してという説明だったですよね、最初は。これ、アからエまでは、こんな暴力団は、指定暴力団にはほとんどいませんよ。こんな区営住宅に看板出して代紋掲げるようなそんなやくざは世の中に通用しませんよ。少なくとも心配することは、暴力団をやめて家族もいる、あるいは独身かもわからないけれども、生活している人たち、まじめにかたぎになって商売している人たち、あるいは働いている人たちまで一律に見なすわけにはいかないと。ところが、指定暴力団でない方は、そんなリストに載っていないですよ。

これ問題なのは、当該入居者が暴力団員である旨を言い、近隣住民を恫喝していると。車に乗ってきてはいけない、駐車場もないのに車を置いたり、家賃も払わないで集金来ると怒鳴る、周りの人たちを脅かしていると。何かあるたびにそういうことを言う、そうしたら困って警察をお願いする以外にないと。区営住宅だからといって区の職員が行って、あんたおかしいではないか、あんた出ていってくださいといって言えませんよ、これ。警察の方に取り締まりをお願いするためにやることですから、私は、これはある程度の情報を提供したり、行ったり来たりの部分に関しては、こんな人の人権云々というよりも最後困ったときにどうするかという話だと、私はこれは思うのですよ。ですから、もうやむを得ないことだと思いますので、私はこれについては賛成ですがね。以上です。

○寄本会長　　関連してございますか、ほかに。久保委員。

○久保委員　　最初に合意書に基づくガイドラインというのは一体、いつ、どこで、どういう責任においてつくられたものなのかを最初にお聞かせいただきたいのですが。

○寄本会長　　どうぞ。

○住宅課長　　この合意書もそうですが、この合意書にかかるガイドラインにつきましても、警視庁と住宅課の方と詰めまして、その上で区の内部でも十分検討し、そして警視庁ともまたやりとりをした上で定めたものでございます。

○久保委員　　それで、2点確認しておきたいのですが、ガイドラインの2ページ、8の連絡担当者の中の(1)区の連絡担当者は、住宅課長だと。住宅課長は、管理係長とそれから係の主査等、等というのがこれはいけないと思うのですが、一応そう書いてある。係長又は主査等を連絡担当者として指定することができる。これについて現在どうなっているかを明確にしてほしいことが1点。

それから、3ページ目のところにあるその他の(1)「住宅課長は、住宅課職員に個人情報提供の趣旨を周知徹底し、住宅課長の指導の下、同職員が協力し」、この後ですよ。「暴力団員情報の相互連携を適切に運用できる体制を確立する」。この体制をどういうふうに確立されているのか。なぜ、こんなことを聞くかということ、ガイドラインですから、住民代表である区議会が関与できないのです、条例ではないですからね。規則ではない、ガイドライン。本当にこの問題は、大変重要な問題なのです。それだけに、住民代表も議会も一切関与できない形で重要な問題が決められていくということで、それはそれで僕はいいけど、だからはっきりさせていただきたいのは、一体、適切に運用できる体制と

というのは、具体的に何なのか。それから、係長や主査等を大事なこの問題の警視庁との連絡担当者に指定することができるというのだけど、このできるといういい加減な決め方なのですよ。しなくたっていい。できるというのは、しなくてもいいのですよ。この2点について明確にしてほしいのです。

○寄本会長　　どうぞ。

○住宅課長　　この辺につきましては、教育委員会のガイドラインなども参考にしまして、十分、中で情報がきちんと管理できるような体制をとろうということで、今後、今ちょっとガイドラインが結ばれたようなお話をしてしまいましたが、本日の審議会の議を経まして、それからこれから結ぶものでございます。その辺ちょっとつけ加えさせていただきます。この連絡担当者は、住宅課長のみでもよろしいのですが、その場合には、在籍していなかったり、緊急の対応で事件が起きた。例えば町田のときのような事件が起きたときに、緊急に対応できるように係長と主査を連絡担当者として指定することができるというふうにしました。ただ、組織の改正があって、主査がちょっと同係主査という名称ではなくなったりとか、そういったことにも柔軟に対応できるように、このように同係主査等というふうな現在の時点におけるガイドラインということでありますのでそのようにしたものです。

それから、13のその他で、暴力団員情報の相互連携を適切に運用できる体制を確立するものとするということでは、十分職員に対しても情報を提供して、円滑に警視庁との連携体制が進むように、それとやはり個人情報扱うものでございますので、その辺の体制も含めてきちんとした体制を確立するというこの意味でございます。

○久保委員　　この問題でばかり時間を費やしてはいけないと思うので結論的にいいますけども、1点だけは、警視庁の方ははっきり言って、課長と課長代理と主査というふうにもう明確に決めています。そうあるべきなのです。等という言葉を決してこういう大事な問題で使ってはいけないということだけは意見として言わせてもらって、あとは、区政情報課は部が違います。住宅課も部が違いますね。やはりこの両部門できちんと体制づくりとかいろんな面をこれから整備して、この問題については望んでいただきたい。特に、この情報については、本当に管理されなければいけない性格なものなのです。暴力団員と見なされる、あるいは疑われるこの人たちも人間としての権利はあるのです。その権利にかかわる問題ですから、その点、区政情報課も住宅課を中心にもう少しきちんとしたものを詰めてもらいたいという要望にしておきます。

○寄本会長　　わかりました。どうもありがとうございました。どうぞ。

○山口副会長　　ここで議論されているのは、今提供されているのは、区と警察のやり取りだけなのですよね。だけど、これはもともと今度管理条例ができて、暴力団員に関する云々という条項が入りますよね。その業務が新しく発生することだと思うのですよ。区としては、その情報管理の問題ということだろうと思うのですよね。それがここへ出てきていないのですよね。その情報管理をどうするか。私が最初に聞いた収集はどうするのか。住民から、だれさんからこういう情報が来ましたよというのを記録されないといけないと思うのですよ、まず、区で。それについて、区の方でチェックするなり何かされると思いますが、それについて警察に問い合わせをする。警察から回答が来る。また、住所を知らせる。再照会が来る。そういう手続の流れがあって、この区の個人情報管理されてい

くのではないかと思うのですよね。その問題がここへ出てきていないのですよね、審議会に。それが重要だと思うのですよ。警察とのやり取りばかり出ていまして、だから区の情報、個人情報はどう管理するのですかと、今久保委員がおっしゃったこともそういうことなんです。最初だれかが言ってきて、それをどう処理して、その情報は最終的にどういうふうにしましたという、区のその管理、個人情報の管理、それをきちんとやりますよということを説明していただかないとやはりいけないのではないかと。

そういう意味で、きょう今すぐは間に合わないのでしょうけど、とにかくそれは確かにこのあれを見ますと、提案の中の関係文書の保守管理の徹底については、個人情報保護条例によるというふうに書いてあるからいいということかもしれませんが、そういう問題ではなくて、ここではもっと具体的に、区が把握する情報をいかに管理するかということをご説明いただいて、それでここで承認を得るべきことだろうというふうに思うのですね。

○住宅課長　　今の委員からのご指摘でございますが、その辺は区立住宅の管理運営をしていく中で、大変重要なことだと思っております。それで、管理運営する中で、その暴力団の情報にかかわらずいろいろな入居者に関する情報とか、それから、区が行ったいろいろな働きかけとか、そういったものはその都度きちんと記載をし、そして登録業務で保有している情報項目ということできちんと管理をしているところでございます。ただ今回、そのプラスとしまして暴力団情報も加わりますので、なお一層保有している情報につきましての管理を徹底したいというふうに思っております。

○寄本会長　　神崎委員、お待たせしました。

○神崎委員　　時間がかかっているところすみません。私、以前オウム事件があった後、麻原彰晃の娘さんが住むところがなかったり、学校から拒否されたりとかというようなことで、そういう子どもだからということで拒否されるというのはかわいそうだなと。憲法による機会均等なんかも違っているのではないかと、違反しているのではないかなと思って、ああいう人こそ公的機関が率先して面倒を見るべきではないかなというふうに思ったのですけども。それで、こういう暴力団ということで、過去にそういうことがあったりとか、今はもうまじめにやろうと思っているような人でもそういうレッテルを張られて拒否されるというのはどうなのかなと。一方、またそういうことで公的機関から拒否されたような怖い人が近くに來たり、入られるのも嫌だなと。そうであれば、そういう人を教えてほしいと思うのですけども。これは個人情報のことで出せないということで、両面から悩ましいなという問題だと思うのですね。

それで、この条例がまた出て審議されるのだと思うのですけども、これそもそもがどこからの発意というか、どこから出てこういうのを新宿区としてつくろうとしたのかを教えてくださいのと、それと、他の区も区立住宅があろうと思うのですけども、他の区とか東京都はどうなっているか、そののところ、もう既にあるのかどうか、そのところ2点教えてくださいなのですが。

○住宅課長　　そのきっかけはそもそも町田市で都営住宅での発砲事件を受けまして、19年の6月1日付で国土交通省の方から公営住宅における暴力団排除についてというような通知が出されました。それで、それを受けて東京都は条例改正を昨年したところです。それで、他区の状況なのですけれども、既に改正をしたところが、台東区と江戸川区とい

うふうに聞いております。今後、ほかの区もいろいろと自分の区に合ったやり方で排除条項を設けようとしているところもございますし、まだ未定なところもございます。まだ、ちょっとばらばらな状況でございます。

それで、先ほどの件ですけれども、例えば新規入居のときに暴力団員であるとわかった場合には、入居の許可をしないという事実もございますが、その方が例えば公営住宅に入れないと家族も大変困るだろうということで、暴力団をやめるとか、更生をするということであれば、もうその暴力団員の構成メンバーから外れるわけですので、次に申し込むときには、その前に暴力団員であったかどうかということはもう一切問わずに入居資格ができるということになっております。

また、既にお入りになっている入居者につきましては、先ほども説明がちょっとややこしかったのですけれども、暴力行為とかそういったことがあって初めて照会をして、それでその暴力行為をしているということとあわせて区長が判断をして、入居の取り消しを使用許可の取り消しをいたしますので、暴力団員であるからといって即お子さんとか、やめた方を排除するというようなそういった憲法の居住権にも違反する、生存権にも違反するような条例の運用というのは絶対にしないようにします。

○寄本会長　ありがとうございます。大分時間をとりましたので、これで私の考え方を提案しますので、もしよろしかったらそういうふうにもっていきたいと思います。

本案は、一応承認ということにいたします。しかしながら、各委員から大変重要な問題を提起されました。それに関して、関係課の方では今後詰めていただきまして、次回は新年度になるかもしれませんけれども、詳細にご報告をいただいて、もしこちらがお願いしている検討事項ですか、各委員の今のご意見に十分沿っていないような内容でしたら、そのときに承認を取り消すということもあり得るといったようなことで厳しい条件をつけた上で、一応今回は承認ということにさせていただければと思うのですが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

では、そうさせていただきます。実際に問題が起こったことはあるのですか。

○住宅課長　起こってはいませんが、今のところは区立住宅で何か問題があるというようなことはございません。

○寄本会長　では、起こらないことを願いつつ、次回に諮りますのでよろしく願います。

どうも、進行上ご協力いただきましてありがとうございました。

それでは、次のところにまいります。資料51の「図書館情報システムにおけるICタグの導入につきまして」でございます。説明者からご説明いただきます。

○中央図書館長　中央図書館長の小柳でございます。よろしく願いいたします。図書館情報システムにおけるICタグの導入でございますが、これについては、従来、図書館の資料の貸出業務を行っているところですが、その中に新しくICタグの導入を図り、効果的に効率的に図書館の貸出業務を行いたいということでございます。

資料の方に沿ってご説明させていただきます。2ページの方の事業の概要でございます。こちらにつきましては、従来図書館の貸出業務、どのような形で行っているのか、その対象者、品目、それから貸出数、貸出期間、方法、こういうことを記載しております。この実際の業務の中でICタグを導入していこうということでございます。

これにつきましては、次の3ページの資料をごらんいただけますでしょうか。また、もう一つICタグシステムの基本構成というチャート図がございますが、こちらを参考にしながらご説明させていただきたいと思っております。まず、記録される情報項目ですが、個人の範囲としましては、図書館貸出利用登録者。取り扱い項目としましては、利用者の登録番号、それから貸出資料名。それから3番として、記録するコンピュータは従来稼動しております図書館情報システムでございます。それから、新規開発・追加・変更の理由ですが、これは図書館資料にICタグを全図書館、約83万冊ございますが、こちらすべて貼付することにより、電子的に管理すると。それから、これによりまして、図書整理の効率化、それから開館日数をふやす、こういうような効果がございます。それから、自動貸出機を導入することによりまして、利用者のプライバシー保護を促進し、貸出処理時間の短縮を図ります。それから、ここには記載しておりませんが、セキュリティゲートを設置することにより、資料の管理が徹底されるという効果が生まれます。

続きまして、新規開発・追加・変更の内容ですが、こちらICタグシステムの基本構成に沿ってお話し申し上げたいと思っております。まず、①としましては、先ほど申し上げましたように、全図書館資料、これは今現在の書架にある83万冊に加え、今年度20年度新たに購入する4万から5万冊を対象にICタグを貼付します。このタグにつきましては、資料番号を記録するのみでございます。それから、全業務系パソコン、これは現在稼動中のパソコンでございますが、これにICタグの読取機を設置し、貸出・返却業務、図書整理業務を行います。これは、ICタグシステムの基本構成の中の右の方をごらんいただきますと、図書館情報システムの右の下の方に業務端末、貸出・返却用リーダライタやレシートプリンターということが書いてございますが、このようなことを使いまして業務を行っているところでございます。それから、全図書館に自動貸出機を備え、出入口にセキュリティゲートを設置する。これは、基本構成図の中で、真ん中あたりに自動貸出機、それから、左の方にゲートの監視用パソコン、その下に不正持出防止ゲートということで、こういうふうな構成で設置をしたいと思っております。

それから、④でございますが、利用者が利用者カードを利用貸出機にかざすと、有効かどうか及び貸出可能冊数を図書館情報システムに照会する。これは、基本構成図の中で自動貸出機というものがございますが、こちらの方に利用者が利用者カードをかざすと、その方が利用者としての有効性、それから貸出可能冊数、これは10冊が貸出冊数の限度になっていますが、これの記録を図書館情報システムに照会するものでございます。この自動貸出機の中には、一切個人情報を持たないというシステムでございます。

それから、5番目としましては、有効な場合、その場合には貸出希望資料、これを自動貸出機上に置くだけで貸出処理ができますと。いわゆるこの自動貸出機の下の方にちょっとテーブルがございますが、こちらに置くだけで貸出処理ができると。これによりまして、図書館情報システム、こちらの方に貸出内容が記録されます。

それから、6番目としましては、貸出資料のICタグに貸出処理済であることが記録されます。このタグには、個人情報としては記録されません。いわゆる貸出処理が済んであるか、済んでいないかというような記録が残ります。

それから、7番目としまして、貸出処理されていない資料、これを持って図書館を退室する際には、この構成図の中の不正持出防止ゲート、こちらの方で発報して注意を喚起す

る。うっかり忘れて貸出処理しないような資料を持ち出そうとした場合に、こういうようなシステムが働くということでございます。

それから、開発等を委託する場合における個人情報の保護対策ですが、開発過程では利用者の情報には直接触れさせません。テストにはダミーデータを使います。それから、データセットアップには職員が立ち会うということでございます。

それから、今後のスケジュールでございますが、開発委託につきましては、平成20年7月の予定でございます。稼動につきましては、順次、図書館にICタグの貼付を行う関係上、21年2月1日予定ということで考えております。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○寄本会長 ありがとうございます。それでは、どうぞご質問、ご意見よろしくお願いいたします。よろしいですか。

では、本件は、承認ということでよろしいですか。

[「異議なし」の声あり]

ありがとうございます。ご苦労さまでした、どうも。

引き続きまして、資料34にまいります。「親と子の平和派遣参加申込みに係る電子申請サービスの導入について」でございます。説明者からご説明いただきます。どうぞ。

○男女共同参画・平和担当副参事 それでは、男女共同参画担当副参事の秋重から「親と子の平和派遣事業における参加申込みに係る電子申請サービスの導入について」ご説明を申し上げます。

まず、1ページ目をおめくりください。事業の概要をご説明申し上げます。事業名は、親と子の平和派遣です。担当課は、私ども総務課の男女共同参画・平和担当でございます。目的は、平和の啓発普及活動でございます。対象者は、区民の親と子です。

事業内容ですが、小学校4年から中学3年の子どもとその親を、広島市・長崎市に派遣し、被爆された方たちの体験談を聞いたり、平和記念式典に参加することで、平和の尊さについての認識を深め、平和に関する意識の高揚を図るものです。派遣先ですが、広島市と長崎市、各年交互に派遣しております。派遣期間ですが、広島市は8月5日から7日、長崎市は8月の8日から10日、それぞれに原爆投下の記念式典に参加することで、その前後の日になっております。募集対象ですが、新宿区内に引き続き1年以上居住している親と子で、お子さんは小学校4年から中学3年までです。募集方法です。所定の申込書に必要事項を記入し、裏面の作文用紙に「平和派遣参加に期待すること」をテーマとした親御さんの作文をあわせて提出していただきます。募集期間ですが、5月の半ばから下旬にかけてでございます。根拠は、新宿区親と子の平和派遣事業実施要綱及び親と子の平和派遣者選考実施要領でございます。選考は、選考の実施要領に基づき応募者の中から派遣者としての確かな方を作文で選考させていただいております。

1ページをおめくりください。親と子の平和派遣参加申込みに係る電子申請サービスの導入についてでございます。保有課は、先ほど申し上げましたとおりでございます。登録業務の名称は、親と子の平和派遣者募集となります。電子申請サービスを導入する理由ですが、急速な情報通信技術の発展、インターネットの普及といった社会のIT化の進展に対して、新宿区は、住民の利便性の向上を目的として電子申請サービスを行っております。電子申請サービスは、住民等がインターネットを利用して24時間いつでもどこからでも

申請届出ができるサービスですので、これに本業務に係る申請手続きを追加するものです。

委託・結合の相手先は、東京電子自治体共同運営センターでございます。委託先は、当該センターの運用を行う次世代電子自治体推進企業体でございます。委託内容、結合形態及び処理項目、それから、委託・結合理由につきましては、これまでの電子申請サービスの導入と同様でございます。真ん中の結合形態及び処理項目については、資料の2のとおりでございます。

それから、委託・結合の開始時期・期限でございますが、これは平成20年の4月以降を考えております。結合における情報保護対策は、資料の3のシステム安全対策の概要のとおりでございます。委託にあたり区が行う情報保護対策ですが、契約にあたり東京電子自治体共同運営協議会策定の情報セキュリティポリシーの遵守、新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例の遵守義務を付す。また、別紙特記事項を付すということになってございます。受託事業者としての情報保護対策ですが、プライバシーマークの基準によります。

それでは、1枚おめくりください。4ページをごらんくださいませ。付属資料の1、申請手続別個人情報項目一覧でございます。二重丸は、入力必須項目、普通の丸は、入力任意項目でございます。こちらの中では、担当課は、先ほど申し上げましたとおりです。申請手続名は、親と子の平和派遣参加申込み申請でございます。電子申請に係る項目として、個人情報はIDとパスワードと電子メールサービスが二重丸でございます。現行の紙による申請と同じ申請項目では、住所、氏名、電話番号が二重丸の必須項目になっております。その他、個人に関する情報項目では、親の情報については、性別、生年月日が入力任意項目で、郵便番号、区民となった日、作文は必須項目でございます。お子さんの情報につきましては、性別と学校名を除いて、残りの氏名、学年、郵便番号、住所、区民となった日が必須項目でございます。

それでは、6ページをごらんください。付属資料の3でございます。システム安全対策の概要とそれから次のページの特記事項につきましては、これまでの電子申請サービスの導入についてと同様でございます。以上、よろしく審議のほどお願いいたします。

○寄本会長　　ありがとうございました。どうぞご質問、ご意見ございましたらお願いします。どうぞ。

○鍋島委員　　いつも私こう言っているのですが、何で電子申請の場合、どこか漏れる可能性がなきにしもあらずというところなので、何で生年だけではなくて生年月日までいるのかがわからないのですよね。年を判定するのだったら生まれた年だけでいいと思うのですよね。だから、何でそこまで必須で入れなくてはいけないのか。どの項目もそうなのですけれども、やはり任意だったらわかるのですが、子どもさんの月と日は何でいるのかというところがわからないので、これはやはり電子の場合は、年を判定するのだったら生まれた年だけでいいと思いますけれど、いかがでしょうか。学年も入っているわけですから。

○寄本会長　　いかがですか。

○男女共同参画・平和担当副参事　　今、委員ご指摘のとおり、実は、これは派遣が決まったら飛行機に申し込んだりといったことがありますので、生年月日まで必要なのですが、応募の段階では、確かに月日まではいらぬということはあるかと思えます。ですので、

親御さんについては、入力任意項目とさせていただいておりますが、お子さんについてもここは入力任意項目にしても応募の段階では差し支えないと思います。

○鍋島委員 よろしく願いいたします。

○寄本会長 ほかにございましたらどうぞ。

○神崎委員 任意項目にしたら何年生かわからなくなるのではないですか。

○鍋島委員 それは学年があります。

○神崎委員 年だけ。

○男女共同参画・平和担当副参事 生年までは、例えば平成何年生まれまでは必要なんですが、月日までは確かにおっしゃるとおりで、ただ、選ばれた後にはそれは必要になってくるということでございます。

○寄本会長 よろしいですか。ほかにございましたら、どうぞ。

では、よろしいようでしたら、本件は承認ということよろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

ありがとうございました。

それでは、次にまいります。資料35の「講師派遣業務における申請手続きに係る電子申請サービスの導入について」でございます。説明者からご説明をお願いいたします。

○男女共同参画・平和担当副参事 それでは、引き続きまして私の方から講師派遣事業についてご説明を申し上げます。件名は「講師派遣業務における申請手続きに係る電子申請サービスの導入について」でございます。

1 ページおめくりください。2 ページをごらんくださいませ。事業の概要でございます。事業名は、講師派遣事業。担当課は、総務部総務課、男女共同参画・平和担当でございます。目的は、男女共同参画の推進でございます。対象者は、男女共同参画推進センター利用登録団体及び区内で継続的に活動している学習団体で、男女共同参画推進センターの団体登録要件を満たす団体でございます。

事業内容ですが、区内において男女共同参画に関する学習及び活動を目的とした学習会、研修会、講習会等を実施する団体に講師を派遣するものでございます。派遣対象の学習会等の要件ですが、ここにありますように、2 時間を限度に実施されること。30 名以上の方が出席できる規模で実施されること。学習会等を実施する団体の構成員以外の方も出席できるものであること。以上の3 点になっております。派遣方法ですが、団体が派遣を希望する講師について、審査会において派遣を決定いたします。団体は、派遣の可否の審査を行うのに必要な個人情報等を区に提出することについて、派遣を希望する講師から同意を得た上で、申請を行っていただきます。

それでは、次のページをお開きください。3 ページでございます。講師派遣業務における申請手続きに係る電子サービスの導入についてでございます。こちらは、保有課は私も男女共同参画・平和担当で、登録業務の名称は、男女共同参画推進センター講師派遣となります。ちょっと下の方に飛びまして、委託・結合の開始時期・期限でございますが、平成20年4月、来年度からということで予定しております。ほかのことについては、前ページと同様でございますので、省略させていただきます。

次のページをお開きください、4 ページでございます。付属資料の1です。申請手続別個人情報項目の一覧でございます。担当課業務名は、男女共同参画推進センターの啓発事

業でございます。申請手続名ですが、講師派遣申請です。それから、電子申請に係る項目で、個人情報、IDとパスワードと電子メールアドレスが入力必須項目の二重丸でございます。それから、現行の紙による申請と同じ申請項目で住所、氏名、電話番号、これが二重丸の必須項目でございます。その他個人に関する情報項目ですが、団体名・団体所在地・団体代表者の氏名・団体代表者の電話番号・登録団体以外の団体の方は活動の目的を入れていただきます。派遣を希望する講師の氏名・職業（肩書き）・住所・電話番号も入ります。備考といたしまして、派遣を希望する講座等の目的・テーマ、それから、開催予定の日時・会場・参加予定者数が入ります。以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○寄本会長　ありがとうございます。それでは、どうぞ、委員の方、ご発言をお願いいたします。よろしいですか。

では、本件は、承認ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

ありがとうございます。どうも、ご苦労さまでした。

次に資料36の「悪質商法被害防止等出前講座における電子申請サービスの導入について」のご説明をいただきます。説明者の方、よろしくお願いいたします。

○就労支援・消費者行政担当副参事　私どもの消費生活センターの方で悪質商法の被害防止に向けた出前講座の事業を実施しておりますが、今回、この出前講座の申請につきまして電子申請サービスを導入するという事で、諮問事前報告ということで、この本審議会にお諮りをしています。

1枚おめくりをいただきまして、事業の概要でございます。目的は、ごらんいただいたとおり、悪質商法の防止に向けた普及啓発活動。消費者基本法に定める普及啓発活動を展開するという中で、現在、実施しております、対象は、区内で活動している団体、グループを対象に私どもの消費生活専門相談員を講師として派遣する事業でございます。

もう1枚おめくりをいただきまして、こちらの電子申請サービスの導入につきましては、先ほど前2件の内容と一緒にございます。今回のサービスを導入する理由としては、今までペーパー、紙でやり取りをしていたものを、24時間申請手続きができるようにというサービスの向上に向けた対応を図っていくということでございます。委託先の相手、それから内容、結合形態・処理項目は先にご説明をした2件と同様でございます。委託・結合理由についても同様でございます。期間でございますが、これは導入できる時期からすぐに開始をしたいということで、本審議会承認をいただいた後に、開発の手続きに着手して概ね20年の3月ぐらいに予定として開始ができるのではないかとというような時期をいただいておりますので、開始できる時期が来ましたらすぐに開始をさせていただきたいというふうに考えております。結合における情報保護対策につきましても先のご説明と同様でございます。以下2項目についても同様でございます。

もう1枚おめくりをお願いいたします。今回の情報項目ですが、電子申請に係る項目は、同様にID、パスワード、メールアドレスと。それから、従来からいただいております情報としては、申請者の住所、氏名、電話番号、その他にご連絡をつける先の担当が違う場合にファクス番号をちょうだいしております。その他に申請者の項目として付帯する項目が備考欄に記載のとおり、テーマ、開催希望日時と場所、講演内容、対象人数、ビデオの

使用の有無ということを申請でちょうだいをしているところでございます。以下、付属資料につきましては、先ほどの男女共同参画でご説明させていただきました内容と一緒にございますが、一番最後の付属資料4、これが現在出前講座の依頼申請という形で取り扱いをさせているものを参考としておつけをいたしました。私からの説明は以上です。よろしくお願いたします。

○寄本会長　ありがとうございます。どうぞ、ご質問、ご意見お願いたします。どうぞ。ほかにいらっしゃいますか。

〔「なし」の声あり〕

では、本件は承認ということでよろしいですか。

〔「異議なし」の声あり〕

どうもありがとうございます。ご苦労さま。

では、次に資料37にまいります。37の「誕生記念樹配付業務における申込手続きに係る電子申請サービスの導入について」でございます。説明者からよろしくお願いたします。

○道とみどりの課長　それでは、「誕生記念樹配付業務における申込手続きに係る電子申請サービスの導入について」ご説明をさせていただきます。今回、お諮りいたしますのは、17条第1項第4号に基づきます電子計算機の外部結合について諮問させていただきますとともに、第14条第1項の個人情報の電子計算機処理の委託について事前報告をさせていただきますものでございます。

1枚おめくりをいただけますでしょうか。事業の概要についてご説明をいたします。この誕生記念樹配付申込みでございますけれども、お子さんの健やかな成長を願うということがもちろんでございますけれども、それとともに区民の皆さんに緑を大切にいただく心を養うことと、区内に緑をふやしていくということを目的にした事業でございます。この対象でございますけれども、新宿区に住民票登録をされている親御さんからお生まれになった生後1年以内の赤ちゃんに対してご希望の樹木等を配付するものでございます。配付を希望される対象者の方にお配りしております。

3枚おめくりいただいて付属資料2をごらんになっていただければと思いますが、こちらにありますように、ローズマリー、テーブルヤシ、ベンジャミン、ブルーベリー、ユズ、ウメ、あるいは季節の花鉢というようなもの、この7種類の中から希望する樹種を1鉢選んでいただきまして、区が委託をいたしました宅配業者によって、これらの樹木等を配付するものでございます。配付の時期でございますけれども、年2回としてございまして、原則といたしまして1月から6月にお生まれの赤ちゃんに対しましては9月ごろ、7月から12月にお生まれになった赤ちゃんに対しては、翌年の3月に配付をいたしております。

1枚おめくりをいただけますでしょうか。今回、この電子サービスの導入でございますけれども、電子サービスを導入する理由でございますけれども、この急速な情報通信技術の発展、インターネットの普及といった社会のIT化の進展に対しまして、新宿区といたしましては、住民の方の利便性の向上を目的として電子申請サービスを行っているところでございます。今回、この事業に当たりましては、従来往復はがきということでお申込みをいただいていたものでございますけれども、このインターネットを活用した申請をお受

けることによって24時間いつでもどこからでも申請ができるということで、業務に係る申請に電子申請の手続きを追加するものでございます。

委託・結合の相手先でございますけれども、東京電子自治体共同運営センター。委託先は、当該センターの運用を行っております東日本電信電話株式会社を代表とします構成企業でございます。委託の内容でございますけれども、共同運営センターを運用いたしまして、データ管理、サーバー機器・ネットワークの運用管理等々の委託をするものでございます。それで、申しわけございません。結合の形態・処理項目の欄で資料2というふうに書かれているかと存じます。申しわけございません。これは、ミスでございまして、資料3の間違いでございます。付属資料3で電子申請ネットワークの関連図についておつけしてございます。それで、委託・結合の開始時期・期限でございますけれども、平成20年、本年の4月からを予定してございまして、以後継続したいというふうに考えてございます。

あともう一点、結合における情報保護対策でございますけれども、こちらの方にも申しわけございません、資料3となっておりますけれども、資料4の誤りでございます。システム安全対策の概要を別紙でつけておりますけれども、こちらのとおりということになってございます。

また、委託にあたりまして区が行う情報保護対策でございますけれども、情報セキュリティポリシーの遵守及び新宿区個人情報保護条例の遵守義務を課しているものでございます。

1枚おめくりいただけますでしょうか。今回、申請に当たりましてご入力いただく個人情報項目の一覧でございます。ID、パスワード、電子メールアドレスのほか、住所、氏名、電話番号については、必須とさせていただきます。その他、新生児のお名前、新生児の誕生日、希望樹種等についてご入力をいただくこととしてございます。簡単でございますけれども、ご説明を終わらせていただきます。

○寄本会長　ありがとうございます。それでは、どうぞご質問、ご意見お願いいたします。久保委員、どうぞ。

○久保委員　参考までに、この事業の前年度実績と、申請者の主な情報源というか、何から申請をしてきたか、その情報をお聞きしたのか、その2点を教えてください。

○道とみどりの課長　昨年、平成18年度の配付実績でございますけれども、799件でございます。それで、ちなみに平成19年度前半の部分でございますけれども、第1回ということですが、374件の実績がございます。それで、区民の方、これの周知方法でございますけれども、広報しんじゅくなどに記載しているほか、区のホームページでもご紹介をさせていただいておりますので、それをごらんになって申し込まれているという方が多いというふうに伺っております。

○寄本会長　どうぞ、久保委員。

○久保委員　そうすると、今回のやり方で相当ふえるというふうに考えていいですか。

○道とみどりの課長　数自体は、それほどふえるということは余り想定してございません。ただ、申込みの際に従来往復はがきということでございましたけれども、比較のお手軽に申請ができるということで、利便性が増すのかなというふうに考えているところでございます。

○寄本会長 よろしいですか。ほかにございましたら、どうぞ。

○山口副会長 この電子申請サービス、やってみないとわからないといえばそれまでなんですけど。今まで電子申請サービス以外のも当然、多分受け付けるのだらうと思うのですよね。だから、申請方法としては、本人にこういう制度がありますよと。手紙の場合はこうしてくださいと。電子申請の場合はこうですよと、こうって書き加えて手続が一つふえるだけという理解でよろしいのでしょうか。

○道とみどりの課長 基本的には、手続きがふえるということでございます。それと、先ほどちょっと私、説明が不足してございました周知の方法の一つとして、福祉部の方でお子さんが誕生なされたときの寿袋という、いろいろなご説明の案内の書類を入れたものがございますけれども、その中にも案内文を同封させていただいてございます。

○寄本会長 ほかにございますか。

では、本件は承認ということにさせていただきますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご苦労さまでした。

引き続きまして、資料47ですね。「新分別モデル地域区民アンケート調査」についてのご説明をいただきます。説明者からご説明をよろしくお願いいたします。

○リサイクル清掃課長 それでは、資料47「新分別モデル地域区民アンケート調査」についてご報告いたします。このアンケート調査は、平成20年4月から新宿区内で新しい資源ごみの新分別が始まります。そのモデル地区におきます住民の方の意向を把握して、本格実施に向けた課題とか改善点を明らかにするという目的で行ったものでございます。対象者につきましては、モデル地区の区民500名。落合・牛込地域各250名でございまして、20歳以上の世帯主を無作為抽出しております。調査の内容については別紙のとおりなんですけれども、これにつきましては、平成19年の8月から9月にかけて実施いたしました。

次のページでございますけれども、アンケートの調査委託についてでございます。本件につきましては、委託理由でございしますが、本件は排出ごみの組成分析と合わせてモデル地区の実態を解析するための調査であるため、短期間で効率的に実施するには、処理を一括して委託することが適しているため委託によって行ってございます。個人情報保護に関することでございますけれども、委託業者につきましては、無作為抽出した区民につきましては、区が作成した宛名ラベルで処理するというので、貼付とか発送作業につきましては、区役所におきまして区職員立ち会いのもとで行ってございます。また、個人情報の保護につきましては、特記事項にありますような義務を業者に課してございます。以上でございます。

○寄本会長 ありがとうございます。どうぞ、ご質問、ご意見ございましたらお願いします。どうぞ。

○久保委員 対象者の年齢を20歳以上の世帯主という、20歳以上というのをあえて入れる理由は何なのか。

○リサイクル清掃課長 入れるというか、ごみはすべての年齢層の方が排出するというのでございしますが、一応今までのこういった一般無作為抽出のアンケートのやり方に従ってやったという、特別な意味はありません。通常の世帯を営んでいるものの方というの

は、大体、20歳以上なのかなという、そういう考え方でございます。

○久保委員 余り細かいことにこだわるつもりはないのですが、やはりあり得ないかもしれないけども、理論的にはあるわけで、19歳や18歳の世帯主だって存在は認められるべきなのですね。だから、新宿区に住居を持つ世帯主というのが本来役所のやることではないのですか。年齢をあえて20歳以上と決めるという理由が定かでないのだったら、今後そうされた方がいいのではないのでしょうか。

○寄本会長 いかがですか。

○リサイクル清掃課長 これは、一般的にこういったごみに限らずさまざまなアンケート調査が行われていると思うのですが、その目的によって確かに年齢は縛っていると思うのです。ある一定の年齢以上とか、必要なものであれば20歳未満の方も当然対象になるというふうに思っておりますが、我々、このごみの排出について一般的に世帯を営んで、今のいただきましたご意見につきましては、今後の検討課題にさせていただきたいというふうに思います。

○久保委員 何でそんな細かいことを言うのというかもしれませんけども、例えば20歳未満の子どもたちがいて、ご両親が不幸にして交通事故で2名とも亡くなる、そういう場合は19歳の世帯主は存在するのですよね。そういうことをやはり考えて検討をくださった方がありがたいと思ってあえて言いました。

○寄本会長 では有馬委員、どうぞ。

○有馬委員 この報告の中身のことは直接的ではないのですが、私、どうもよく理解できないのは、この事後報告というのは、もう終わった報告ですよ。これを何件か後もあるのだけど、この審議会の中で審議をする、質疑をする、その必要性がよくわからないのですよね、事前報告は当然ですけども。これがどうもよく、この意味合いがわからない。今みたいに、例えば久保委員が事業内容をいろいろ質問されましたけども、これがまた次に同じことが行われるということを前提にやるといっても、それは中身の話だから情報の話はまた違うのであって、そういうことを考えると、この事後報告の審議が形態としてこういう形で報告をして、ここで質疑をするということの意味合いというのがよくちょっと理解できない。その辺を、ちょっと教えてください。

○区政情報課長 実は、今回の事後報告につきましては、新宿区の個人情報保護条例の第14条第1項に基づくものでございます。個人情報保護条例では、実施機関は、個人情報を取り扱う業務を委託し、又は指定管理者に区の公の施設の管理を行わせるに当たっては、個人情報の保護について必要な措置を講じなければならないという形になっております。必要な措置の中身につきましては、当審議会でご審議をいただいて定めております運用基準というのがございます。その運用基準の中で必要な措置の中身を定めております。

大きく4点ありまして、1点目が電磁的媒体による個人情報の提供を伴う委託、又は個人情報の電子計算機による処理の委託。この場合には、事前の報告を必ずしてくださいという形になっております。それから2点目が、今上記1です、今の1以外の委託のうち、特に重要な個人情報の提供を伴うもの、又は処理を委託するもの、それについても事前の報告をしてくださいという形になっております。それから、3点目として、その他の委託で、上記、今お話しした二つに該当しないものにつきましては、定型的なものということで、それについては、事後報告という形で運用基準で定めさせていただいております。

それから、4点目として、公の施設の管理を指定管理者に行わせる場合、その場合も非常に重要ですので、事前報告とさせていただきます。その点で今回のものにつきましては、一定程度、定型的なものであるという理由で事後報告、事前報告でも構わないのですけれども、事後報告という形の処理になっております。

○寄本会長　　どうぞ。

○有馬委員　　そうすると、重要か重要でないかというくりに極端にいうと、そういうわけではないのでしょうか。そうすると、こういった事後報告のものも事前報告という形でとれるということですか、それは。どちらともとれるような。例えば審議会のタイミング、リアルタイムに合わないから、そういう形で出てきているということの理解でいいのでしょうかね。だから、今の説明でいくとどちらともとれる。

○区政情報課長　　有馬委員のご指摘のとおり、事後報告のものであっても事前報告という形の処理をすることは可能です。ただ非常に定型的なもの等、区の提供する資料が宛名ラベルに基づいて封緘するですとか、封緘作業の委託とかございますけれども、そういったものについては事務処理上、事後報告で構わないという処理をしているものでございます。

○寄本会長　　どうぞ、山口委員。

○山口副会長　　今の問題も多少あるのでしょうか、それはもう運用基準の問題になってしまうので、ちょっと後日何だったらということにしまして、これが実施は8月に行く、この封書が発送されたのが8月ですよ。それが今年になって報告になってくるというのはどういう事情かなど。いや、別に私、責任追及を考えているのではなくて、今後、今の事後報告の問題、先ほど有馬委員から指摘があったように、事後報告というのはその直後にやった方がいいのではないかと。そうすると、やはりこういうおくれななんか注意を今後皆さんに、事務局の方からでもしていただきたいなと思うので、どういう理由で半年ぐらいおくれたのでしょうかという質問です。

○リサイクル清掃課長　　今の報告がおくれたのではないかとということなのですが、確かに、アンケート自体はそれほど難しい集計ではないのですがすぐにできたのですが、このごみ量の組成の集計とか、そういったものが重なっております、それについてちょっと実務的に集計がおくれたということでございます。

○山口副会長　　そこで問題なのですが、事後報告の対象は、アンケートの内容結果ではないのですよ。その封書、封緘のラベルなんかを外部に、そのラベルが個人情報なわけですよ。それを外部に提供して発送してもらった。そのことが実はこの報告事項だったわけです。ですからアンケートの結果はこちらは関係なくて、封緘するとき、封筒貼りをしてもらったときの段階のチェックなんだということをご理解いただきたい。そういうことなので事務局は、事後報告の件は、その趣旨を皆さんに徹底した方がいいのかなと思います。

○区政情報課長　　今、副会長からもご指摘があったとおり既に各この審議会の会期ごとに調査表をこういったこちらから文章を出しまして、個人情報保護に係るものについては、速やかに報告するよということ調査表の提出というのをお願いしているのですけれども、それがおこなっている事例があるということで、私の名前でまたそういったものの遅滞がないよということ、通知を徹底したいと思っております。

○寄本会長　　そういう、ぜひともよろしく願いたします。ほかにございますか、どうぞ。よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

では、了承ということによろしいですか。

〔「異議なし」の声あり〕

資料４７ですね、了承ということにさせていただきます。

資料４８でございます。「家庭ごみ排出実態調査・家庭ごみ排出状況アンケート調査について」のご説明をいただきます。どうぞ。

○リサイクル清掃課長　　それでは、引き続きまして、「家庭ごみ排出実態調査・家庭ごみ排出状況アンケート調査について」ご報告いたします。これは、先ほどの区民のモデル地区でのアンケート以外に、モデル地区に該当しない地域でのアンケートもとったものがございます。ここに書いてありますように、一般の区民のごみの排出の実態を把握するためでございます。対象者としましては、区内に住民登録している２０歳以上８０歳未満の世帯主を無作為抽出してございます。調査方法につきましては、郵送配布、郵送回収ということでございまして、委託の内容は先ほどから言っています宛名ラベル貼り、そのの封入・封緘・発送ということでございます。

次の調査委託に移らせていただきまして、ここでの個人情報につきましては、住所それから氏名が該当いたします。これにつきましては、先ほどと同じなのですが、委託業者に対しましては、情報保護を図るために貼付・発送作業につきましては、区役所にて区職員立ち会いのもと行ってございます。特記事項については、先ほどの説明と同じでございます。また、その後、各世帯に対する調査のアンケートの内容というものでございます。以上でございます。

○寄本会長　　ありがとうございました。どうぞ、ご質問、ご意見ございましたらどうぞ。久保委員。

○久保委員　　先ほどと同じ問題なんですけど、説明に情報項目が住所と氏名だと言われましたけど、こういう書き方をすれば年齢も入るのです、感覚の問題なんですけど。２０歳以上から８０歳未満というふうに絞っているわけですよ。ということは、情報項目の一つになるのだという考えを持ってもらわないと、今までやってきたからといって合理的な理由なしにやっいいいものではないのですよ。あえていいますと、これは審議会とちょっと外れるかもしれんけど、やはり今の新宿区議会の中でも、選挙権をめぐって１８歳からという動きが大きくなっている。そういうふうに年齢というのは、大変大きな問題なのです。２０歳未満というふうに一人前の人間をこういう処理の仕方で、２０歳未満は一応まともな世帯主と考えないという別な言い方としているとも限らないのです。だから、合理的理由がないのだったら、何も年齢を制限してアンケートをとることはない。

それともう一つ最初に言ったように、情報項目の中の一つに年齢になるのだという考えを持ってもらいたい、制限したのだから。

○リサイクル清掃課長　　ただいまの件につきましては、区政情報事務局と相談の上、今後、対応について検討していきたいというふうに思います。

○寄本会長　　ほかにございましたらどうぞ。どうぞ、近藤委員ですね。

○近藤委員　　ちょっとよくわからないんですけど、事後報告の場合の報告の仕方について

てちょっと疑問を持ったんですけど、事後報告であれば事前の報告と違ってこの形式が事前と余り変わらない感じを受けるんですね。事後報告だったら、行った当事者の方の無事安全にできたとか、何かそういう報告も審議された方がいいのではないかなと思って。審議するのに材料があってわかりいいのではないかなと思って。

○寄本会長　いかがですか。

○リサイクル清掃課長　大変申しわけございません。個人情報の保護につきましては、問題なく行ったということ、では、つけ加えさせていただきたいと思います。

○寄本会長　ほかにございますか。では、事前のご意見がたくさん出ました。よろしくこれからの調査には生かしてくださいね、ご意見を。

それでは、本件は、事後というのはいらないのかな。承認ですか。了承ということにさせていただきます。よろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

課長さん、よろしくお願ひしますね、今の要望事項ですけど。

それでは、次49ですね、まだあるんだ。資料49の「家庭ごみ排出実態調査・集積所計量調査について」のご説明を受けます。どうぞ。

○リサイクル清掃課長　では引き続きまして、「家庭ごみ排出実態調査・集積所計量調査について」報告いたします。これは、家庭から出るごみの中身、それから資源等につきまして世帯人員数ごとの重量を調査し、今後のごみ量推定等の資料に資するというものでございます。

本調査につきましては、平成18年度の第6回の情報公開・個人情報保護審議会におきまして、最初はここに事業内容に書いてありますような形で行うことを考えていました。簡単にいいますと、住民記録から抽出した世帯に、郵送でサンプル世帯への協力を依頼する。それから、サンプル世帯は、ごみ・資源を自宅前に排出し、事業者がこれを収集する。また、サンプル世帯に対し、ごみ排出アンケートを行う。それから(3)事業者は、収集したごみ・資源上の測定、成分の分析を行うという内容で、具体的に1,500件程度の住民を抽出しまして、最終的にアンケートに協力いただく方、約1割程度という想定のもとに、個別の世帯に排出実態調査をお願いしようというふうに考えていたんですけども、これについて変更いたしました。

変更の内容でございますが、調査方法につきましては、ごみ集積所等において出された排出されたごみとか、資源の重量をはかるということに変更いたしました。その結果、3ページ目なんですけども、各排出者に対しましてお聞きした内容は、区民のごみ資源が何人分の世帯から出たものか。また、何日分のものかというような内容に変更いたしましたので、その結果、調査自体はスムーズに行われたということでございます。個人情報に関しましては、従いまして、ごみ集積所に実際に排出にいらっしゃった区民の方に、先ほどと重なりますが、何人の世帯で構成されている世帯なのでしょうか、それから、このごみは何日分ためたものなんですかという、その2点のみを聞いて調査を行ったというものになってございます。

これ以外につきましては、委託業者につきましては、個人情報に関してかかわらないということで、実態調査が終わりました後、特段の苦情とか何かの質問というものはありませんので、個人情報は十分に保護されたというふうに考えてございます。以上でござい

ます。

○寄本会長　　いかがですか。どうぞ。

○あざみ委員　　変更になったということであれば、なぜ変更したのかというのをちょっと言っていたきたいなと思うのですけども。今、説明はなかったようなのですけれども。

○リサイクル清掃課長　　実際に、さまざまな方法を考えたんですが、今回23区全体のごみ量を減らす。今回、新しい新分別に入るということで、ほかの区なんかでもさまざまなやり方で調査をしていました。その中で、集積所で今回我々が取り上げた方法は、既にほかの区の幾つかがやっていた方法で、こういった方法でも十分にごみの性状とか排出の実態がわかるというような判断に至りましてこういう変更をしたものでございます。ただ、引き続き、当初我々が想定していたこういった世帯ごとにある単位を定めまして、ずっと追いつけるという方法で調査をしているケースもございます。

○寄本会長　　どうぞ。

○あざみ委員　　当初、考えていたのよりも、効率的ないい方法があるというのがわかったということなんです。要するに。ただ、審議会に報告したというところでは、相当煮詰まった状態で報告を通常はしていると思うのですよ。それで、業者が同じなのかどうか、ちょっと平成18年6回というのはわからないので、ちょっと細かいことなんですけども。要するに何か区が一たん決めたことが、そんなに他区がほかでやっているからと、くるっと変わるというのは余りないことなので、何かあったのかなと思ったので、本当にその程度のことなんですかというところなんですけど。

○リサイクル清掃課長　　基本的には、サンプルをどの程度確保できるかというのが非常に重要でして、先ほどいいましたように当初は、150件程度のサンプルを協力世帯に依頼したいというふうに思っていたのです。それを無作為抽出で選び出して、その協力依頼を出して、アンケートを出して、それに私の世帯は協力しますよという、そういう形での数を想定していたんですが、こういった集積所調査で行いますと、基本的にはサンプル確保について余り苦労はいらないというようなことはございまして、当初よりも多いサンプルをこういった集積所調査でやることによって得ることができたという結果でございします。当初は、先ほどいいましたように、従来、新宿区でやってきた方法が審議会の皆様にお知らせした内容でやってきたものですから、それでやろうかなというふうに当初思っていたのですが、それは第6回というのは、19年の2月だと思います。この調査を実際にやったのが9月ですので、その間、どういったことで一番協力を得られるかというようなことを考えた結果でございします。

○寄本会長　　どうぞ。

○鍋島委員　　そのとき私がそういう方法でできますかと言って聞いたことがありまして、それでとてもいい方法になったと思うんです。今度の場合はそうすると、世帯の名前だけが委託業者に知れたというだけなんです。どういう項目が変わったのかちょっとわかりにくいんですけど。

○リサイクル清掃課長　　ただいまの件でございしますが、調査会社は全く世帯の名前はわかりません。この調査期間1週間でございますが、実際に排出してきた方に、こういう内容で皆様方の排出実態調査をやらせていただきますので、ご協力できる方にお願ひしますという形で、後で資料が後ろの方に出されておりますが、資源回収拠点での周知分とか、

その地域、集積所に関係する町会、自治会等への周知というようなことを事前にさせていただいた上で、区民の方のご協力をいただいたということでやりました。

○鍋島委員 そうすると、ここで個人情報とは、この委託先にはどのような個人情報が行っているのかがちょっとこの前のは書いてあるのですが、わからないんですけど。個人情報は何が渡してあるんですか。

○リサイクル清掃課長 ここに書きましたのは、個人情報として業者が聞きましたのは、その世帯が何人世帯で構成されているんですかということ。そのごみが何日分のごみに当たりますかという、その2点しか聞いてございませんので、あえて言うのであれば、その二つが個人情報といえば個人情報というふうに言えると思います。

○鍋島委員 ありがとうございます。ほとんどないのですね。

○寄本会長 ほかにございますか。それでは、この市場調査は、事前調査にできるだけするようにという要望事項を入れまして、了承ということでよろしいですか。

〔「異議なし」の声あり〕

では、そういうふうに意見を入れておいてください。できるだけ事前調査にしてくださいというふうですね。

○区政情報課長 今回の変更については、本来であれば事前の報告が必要だったものですので、これについては処理がちょっとおくれたということで、事務局からもお話をさせていただきます。

○寄本会長 では、よろしいですか。では、どうも、ご苦労さまでした。

いよいよおとりですね。「広報紙個別ポスティング業務委託について」のご説明をいただきます。

○区政情報課長 「広報紙個別ポスティング業務委託について」ご説明いたします。まず、件名は、広報紙個別ポスティング業務委託です。条例の根拠としては、報告で、第14条第1項その他の委託となっております。

1枚おめくりいただけますでしょうか。事業の概要です。事業名、広報紙ポスティング業務。担当課は、区政情報課。目的でございます。区内在住で広報紙を折り込みしている新聞、朝日・産経・東京・日本経済・毎日・読売、6紙でございますけれども、そういったものを購読していない方に対して、広報紙を個別ポスティングすることにより、自宅へ配達する手段を確保し、広く区政情報を提供・共有するとともに、幅広い世代への区政への参画を図りたいというものでございます。

対象者は、今お話ししましたように、広報紙折り込み配布している新聞を購読しておらず、広報紙を配布している区施設や主な駅・スーパー・新聞販売店・郵便局等へ出向くことが難しい高齢者の方や障害者の方で、自宅へのポスティングを希望する方とさせていただいております。

事業内容は、委託により、新聞折り込み日と同日に希望者宅へ広報紙を配布するものです。広報誌掲載・ホームページ掲載による周知を行い、自宅へポスティングを希望する方を募ります。広報紙の概要でございますけれども、名称は広報しんじゅく。月3回5日・15日・25日に発行してございます。1月はお正月号という形で1日に発行しております。大きさはタブロイド版、両面刷りで今現在は、5日の日は4ページ。15日と25日は8ページという形になっております。配布方法は月3回、区政情報課に個別ポステ

イングを申し込んだ方の自宅のポストに投函いたします。今後の予定としては、3月5日から広報紙・ホームページ等で募集をさせていただきます。4月5日新年の当初からポスティングを開始いたします。

次のページをごらんいただけますでしょうか。件名、その他の委託ということで、広報紙ポスティング業務委託です。情報の保有課ですけれども、区保有情報としては、保有課は区政情報課。登録業務の名称は、広報紙個別ポスティング業務。情報は、どのような媒体に記録されているかは、紙でございます。保有している情報項目は、住所、氏名、電話番号。委託の理由は、今お話ししましたとおり、広報紙の個別ポスティングを実施するためです。委託内容は、区政情報課から広報紙の個別ポスティングを希望する区民の情報の提供を受け、対象者の自宅に新聞折り込み日と同日に広報紙をポスティングするものです。すみません、ちょっと上に戻りますけれども、委託先等は入札により決定いたします。情報がどのような媒体で提供するのか、取り扱わせるのかについても紙でございます。区の保有している情報を業務委託に伴い提供する項目も、同じく住所、氏名、電話番号でございます。

次、下から2段目ですね。委託の開始時期及び期限でございますけれども、平成20年4月5日から平成21年3月31日まで今後、継続予定です。委託にあたり区が行う情報保護対策は、契約にあたり、別紙特記事項を付すものでございます。委託事業者としての情報保護対策は、取扱責任者をあらかじめ指定する。提供された情報は施錠できるキャビネットに保管するといったものでございます。報告は以上でございます。よろしくお願いたします。

○寄本会長　　ありがとうございます。いかがでしょうか。本件は了承ということで…

○ひやま委員　　質問あります。

○寄本会長　　失礼しました。どうも大変失礼いたしました。どうぞ。

○ひやま委員　　業務委託に伴い提供する項目の中にも電話番号が入っておりますが、これはポスティングをしたときに、例えばそのポスティングするポストが見つからないとか、何かそういったときにこれは使うという意味なんですか。

○区政情報課長　　これは、内部で大分検討したんですけれども、実は新宿区では表札を出されていない方も非常に多いということで、そういった場合、確認するためにはやはり電話番号が必要ということで入れさせていただきました。

○ひやま委員　　ということは、見つからない時点で業者の方が確認の電話を入れるということ。

○区政情報課長　　そうです。

○寄本会長　　ほかにございますか。では、本件は了承ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

どうもありがとうございました。

ご協力いただきまして、時間の上では大変ありがとうございます。どうも大変ご苦労さまでございました。

ちょっと時間があるようですから、あるエピソードを話させていただきたいと思っておりますけれども、随分前の話なのですが、電話がありまして、浜松の方からの電話でした。浜松の

暴力団から電話がかかってまいりました、私のところに。びっくりしまして、聞いておりましたら、お前のところにこういうものがあるだろうと言われまして、いるよと言いましたら彼が1人でやってきて、そして事務所すべてどこかへ移ってくれというふうに言われたと言うんですね。えらい勇気のあるやつでびっくりしたと。テレビで報道されているような事件になっておりましたから、1人でやって来て、えらいやつだと。それに免じて俺は出ていくよという形で移ってくれた人がいまして、彼は今NHKのディレクターをやっておりますけども、びっくりして、何々組だと言われたから。ちょっとしたエピソードでございますけども。

○鍋島委員　　ちょっと時間があるので、ちょっと思っていた。私たち消団連でもいろいろ講座やって、新宿区と共催とかで新宿区報にも載せていただくのですが、そのときに往復はがきに書いていただく項目が結構細かいんですよ。それで、生年月日、前、私は生年月日と書いてあったけど、このごろは年齢なんですけれども、その細かいものを各団体が渡されてしまうわけですよ。だから、それについてやはりそれは個人情報ですから、その取り扱いが私のうちの新宿消団連あたりはきちんとして区の方に事務所がありますから、それでシュレッダーをかけるんですけど、その情報は一体どうなのかなとこのごろ思うようになりましたので、一度ちょっとそういうこともここでご検討いただければありがたいと思います。各、細かい団体が持っていますから。

○寄本会長　　ほかにございますか。どうぞ。

○神崎委員　　初めに聞いていたかどうかちょっと記憶していませんけれども、この2年間、いろいろと資料をいただいたんですけども、後の処理はどうすればいいかちょっとお伺いしたいんですけども。

○区政情報課長　　実は個人情報保護審議会の資料につきましては、ホームページでも公開をしておりますので、資料自体に個人情報がなければ保管をしていただければ結構だと思います。もし、必要がないということであれば通常の廃棄の処理をしていただければと。

○寄本会長　　ほかにございますか。どうぞ、どんなことでも結構です。よろしいですか。どうも、お疲れさまでした。

○区政情報課長　　では、事務局です。今回、委員の皆様の任期が平成20年4月30日までとなっております。それで、通常第1回審議会は、毎年5月の下旬となっておりますので、臨時にもしお願する機会がなければ、このメンバーによる審議会が今回で最後となります。本来であれば、区長からお礼を申し上げなければならないところですが、区長は所用がございまして、本日申しわけございませんが、副区長から皆様にお礼をさせていただきたいということで、参っております。ごあいさつさせていただいてよろしいでしょうか。よろしくお願します。

○寄本会長　　どうぞ。

○副区長　　貴重なお時間をいただきありがとうございます。ただいま区政情報課長の方からお話し申し上げましたとおり、2年間18年度は、8回ですか、今年度は9回ということでございます。特に1月に入りましてから連続して4回というようなことで、大変ご迷惑をおかけし、また十分な説明ではない部分も多々あったのではないかとということで、委員の皆様方におわび申し上げます。

そのような中で、きょう何もないということでございますので、区長にかわりま

してお礼を申し上げさせていただきますが、区長はほかの用でどうしても出られませんので、私がただいまのようなごあいさつをさせていただきました。これからまたいろんな場面で区政のためにご指導、ご支援賜る場面が多々あるかと思いますが、その節はどうぞよろしくお願い申し上げます。本当に2年間どうもありがとうございました。

○区政情報課長 関係団体の代表の方々には、次期委員について、また改めてご推薦のお願いを差し上げることとなりますのでよろしくお伝えください。また、区民委員の方につきましては、3月5日から公募を開始する予定でございます。応募方法等につきましては、3月5日号の広報に掲載する予定でございます。また、区議会選出委員の方は、改めて議長あてに推薦依頼という形でお出しさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

皆様、本当にどうもありがとうございました。

○寄本会長 どうもありがとうございました。